

## 明治大学・川崎市 黒川地域連携協議会農産物等研究専門部会設置要領

(趣旨)

第1条 明治大学・川崎市 黒川地域連携協議会設置要綱第7条に基づき、黒川を中心とした麻生区内において、将来、農畜産物、林産物及びその加工品(以下「農産物等」という。)の栽培や販売等における課題を整理し、地域の活性化につながる農産物等を調査・研究するため、農産物等研究専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(調査・研究事項)

第2条 専門部会は、次の事項について協議する。

(1) 地域農産物ブランドの研究

ア 商品ブランドと成り得る郷土作物などの発掘

イ 農産加工品等の検討・商品開発

(2) 商品化に向けた支援

ア 商品化に係る課題の整理

イ 試験栽培方針の検討

ウ 販路・販促の検討

(3) 新規農産物の研究

ア 経済性の高い農産物や直売所向けの農産物の栽培試験

イ 普及に向けた支援

(4) その他前各号に附帯する事項

(専門部会委員等)

第3条 専門部会委員は次の選出区分から協議会が選任する。

(1) 明治大学農学部及び農場

(2) セレサ川崎農業協同組合

(3) 農業者団体

(4) 神奈川県農業技術センター

(5) 川崎市麻生区役所まちづくり推進部企画課

(6) 川崎市経済労働局経営支援部経営支援課

(7) 川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課

(8) 川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課

(9) 川崎市経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センター

2 その他必要と認める時は、意見を聞くため関係者等の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 座長は専門部会委員の互選により選出する。

(ワーキングチームの設置)

第5条 座長は、個別の課題を検討するために、必要に応じてワーキングチームを設置することができる。

2 ワーキングチームメンバーは、専門部会において指名する。

(事務局)

第6条 専門部会の事務局は、川崎市都市農業振興センター農業振興課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。